

令和元年度第4回向日市まちづくり審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年2月21日(金)

午後6時30分～午後7時30分

(2) 場 所 向日市役所 別館3階 第7会議室

2 会議を構成する委員数及び出席者の数

(1) 会議を構成する委員数 7名

(2) 出席委員数 6名

1号委員 岡 絵理子

〃 大庭 哲治

2号委員 金田 龍一

〃 岡崎 享

3号委員 正野 暢夫

〃 五十棲 敏浩

[傍聴者] 1名

3 議事

第3次向日市都市計画マスタープラン(案)について(諮問)

令和元年度 第4回 向日市まちづくり審議会

日時：令和2年2月21日

開会 午後6時30分

○事務局 それではただいまから、令和元年度第4回向日市まちづくり審議会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日司会を務めさせていただきます、都市計画課の小澤です。よろしくお願いいたします。

本日の審議会ですが、午後8時ごろの終了を予定しておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、本日の委員の出席状況をご報告申し上げます。

本日の審議会を所用により阿部委員が欠席されております。

現在、ご出席の委員は6名でございます。向日市まちづくり条例施行規則第7条第7項に定める定足数を満たしております。

よって、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それではこの後の進行につきましては、岡会長お願いいたします。

○会長 それでは向日市まちづくり条例施行規則第7条第3項の規定によりまして、この後の議事の進行につきましては、私が議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会は、原則、公開で運営いたします。

本日の議事項目につきましては、向日市情報公開条例第6条各号のいずれかに該当して、非公開とすべき情報は含まれておりません。

したがって、本日の会議を公開することといたします。

また、本審議会の会議録は、市ホームページにおいて公開となりますので、よろし

くお願いいたします。

事務局、それでは本日の傍聴者はおられますでしょうか。

○事務局 傍聴希望者が1名おられます。

○会長 本日の審議会の傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○会長 それでは最初に、事務局から本日の議事の資料の確認をお願いいたします。

○事務局 本日の議事は、第3次向日市都市計画マスタープラン(案)についての1件でございます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

事前に配布させていただきました資料をご用意いたします。

同封しました次第の裏側が配付資料の一覧となっております。

各資料の右上に資料番号を振ってありますので、次第裏側の配付資料一覧を参考にご確認願います。

資料1-1が事前に配付した資料でございます。

また、本日、配布しております資料として、資料1-2第3次向日市都市計画マスタープランに対する意見の概要、資料1-3第3次向日市都市計画マスタープランの策定経過がございます。

以上が全ての資料となっておりますが、不足はございませんでしょうか。

ございましたら、その場で挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、議長お願いいたします。

○会長 それでは議事に移りたいと思います。

第3次向日市都市計画マスタープラン(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは第3次向日市都市計画マスタープラン(案)につきまして、ご

説明させていただきます。

前のスライドをごらんください。

初めに、第3次都市計画マスタープランのこれまでの策定経過について、ご説明します。

第3次都市計画マスタープランにつきましては、昨年の10月から11月にかけて、本審議会でご検討いただき、その後、昨年12月に本市の都市計画審議会において素案を報告しております。

その後、本年の1月8日から2月6日の期間で、パブリックコメントを行いますとともに、パブリックコメント期間中の1月19日に素案説明会を開催し、市民の皆様からご意見を頂戴しました。

また同時に、京都府とも協議・調整を図っております。

これらを踏まえ、作成しました案を本日の審議会で諮問させていただきます。

この後の手続につきましては、3月下旬に開催を予定しております都市計画審議会に答申案をご報告させていただき、3月末に策定、公表を行いたいと考えております。

それでは、素案からの主な変更点について、ご説明をいたします。

配付資料は1-1でございます。

変更点につきましては、赤字または青字で表記をしております。

青字につきましては、都市計画審議会でのご意見を受けて修正したものでございます。

一方、赤字につきましては、京都府との協議や、事務局で校正を行った際に、修正したものでございます。

では、第1章でございますが、ここでの主な修正点としましては、資料5ページ、(2)目標とする年次におきまして、また、以降の見直しを行う旨の文章を削除しております。

これにつきましては、資料68ページの(2)マスタープランの見直しにおいても

のところに、同様の文章表記があることから、削除をしております。

第1章の修正点は以上となります。

次に、第2章、社会の潮流ですが、ここでは、都市計画審議会から、現状の表記だけではなく、現状を受けて、こういうのが必要ですという表記もしたほうがよいというご意見を受けまして、青字で修正のほうを行っております。配付資料では6ページから9ページとなります。

また、(1)人口構造の変化におきまして、当初記載しておりました、空き家や空き地などの、日常的に管理されていない土地、建物がふえることによりまして、治安や景観が悪化し、居住環境に影響を及ぼしている旨の文章につきましては、社会潮流の(3)暮らしの安心、安全に対する意識の高まりに記載するほうが、より適切と考え、記載箇所を変更しております。

社会潮流については以上となります。

次に、第2章の3、向日市の現況につきまして、資料の追加やそれに伴う説明文章の修正などを行っております。

まず(2)土地利用の現況、資料13、14ページにつきましては、駅周辺の土地利用に関する市民意向としまして、東向日駅周辺に関する調査結果を追加しております。

また、空き家の状況につきましては、平成30年調査の結果を追加しますとともに、住宅の総戸数を表に追加するなどの修正を行っております。

次に(3)産業の現況、資料では、15ページになりますが、製造品出荷額の推移及び小売業年間販売額の推移におきまして、直近の調査結果を追加する修正を行っております。

これに伴いまして、説明文章についても修正を行っております。

次に(4)都市施設の現況、資料16ページにつきましては、都市計画道路の整備状況を示した図におきまして、京都府において事業認可を取得されました、都市計画

道路、御陵山崎線の区間を追加するとともに、課題⑧におきまして、鉄道の踏切により、交通分断が生じている地域があり、と記載をしておりますので、図内に踏切の位置をピンク色で示す修正を行っております。

次に（７）防災の現況、資料では１９ページから２２ページになります。

ここでは、本市の防災マップから小畑川と桂川の両ハザードマップを追加しております。

これは、本マスタープランの第６章立地適正化計画におきまして、居住誘導区域を設定しております。

その際の根拠資料として、両ハザードマップを使用していますことから、資料に追加する修正を行っております。

第２章の主な修正点は、以上となります。

次に、第３章の（２）将来都市構造におきまして、図と内容の整合を図る修正や、京都府が定めております、上位計画との整合を図る修正を行っております。

資料では３０ページから３３ページでございます。

まず、将来都市構造に位置づけております交流都市拠点につきましては、阪急洛西口駅西側で、新たなまちづくりの検討が進められている地域も含めていますことから、内容につきましても、既存の都市機能を維持しつつ、だけではなく、新たな都市機能及び交流機能の集積などと拠点の範囲と内容が整合する修正を行っております。

次に、京都府の総合庁舎や向日町警察署、向日町郵便局など、特定の公共サービス機能が集積した拠点として、公共サービス拠点というものを素案の段階で位置づけておりましたが、拠点の名称から、市役所や図書館なども含まれているような誤解を招きやすいことから、拠点の名称を特定公共サービス拠点に変更しております。

次に、維持活用ゾーンの内容につきまして、素案の段階では赤字部分が都市的な利用も検討するゾーンとの記載をしておりましたが、京都府が定めております上位計画の京都都市計画区域の整備、開発及び保全の方針との整合から、まちの活性化に向け

た土地利用も検討するゾーンに修正をしております。

第3章の主な変更点は以上となりますが、この維持活用ゾーンの内容の修正を受けまして、関連する第4章の土地利用方針より、市街地整備方針におきましても修正を行っております。

それでは、第4章の土地利用方針の修正点ですが、配付資料では36ページから38ページになります。

土地利用調整地区の方針につきましては、維持活用ゾーンの修正を受けて、末尾を産業系の土地利用を検討しますというものに変更をしております。

また、京都府が定めております上位計画との整合から農業との調整を図りつつの文言に改めております。

さらに、土地利用転換地区でございますが、当初の素案では、土地利用調整地区の中に土地利用転換地区があると表記をしておりますが、森本東部地区につきましては、土地区画整備事業の認可を受けるなど、既に調整の段階を終えておりますことから、土地利用転換地区を土地利用調整地区から分離をしております。

これに伴いまして、土地利用転換地区に位置づけております、洛西口駅西側の地区、森本東部地区の両地区が市街化調整区域であることにより、地区計画による街の活性化に資する産業系の土地利用を図ることを明記する修正を行っております。

次に、市街地整備方針に参ります。資料では39、40ページになります。

土地利用方針におきます土地利用調整地区の修正を受けまして、市街地整備方針の基本的な考え方につきましても、農業との調整を図りつつ、地区計画を活用した計画的なまちづくりの検討を支援すると記載内容の修正を行っております。

また、整備方針の④につきましても、素案の誘導する地域から、検討する地域に記載内容の修正を行っております。

次に、資料の41、42ページ、住宅及び住環境の整備方針につきましては、整備方針①に市営住宅の管理、改善を推進するため、市営住宅長寿命化計画を策定しの文

言を追記しております。

次に、資料の43ページ、交通体系の整備方針の（1）公共交通の整備の整備方針②につきまして、阪急京都線の連続立体交差が事業化されているかのような誤解を招かぬように、表記の修正をしております。

次に、資料の51ページに移ります。

都市景観の整備方針につきましては、パブリックコメントの御意見や京都府との協議を踏まえまして、基本的な考え方に警官計画の策定についての調査に取り組む旨の内容を追加する修正を行っております。

次に資料の54ページに移ります。

都市防災の方針にあります整備方針④浸水対策の内容におきまして、京都府が施行しております、雨水対策の条例ですが、災害からの安全な京都づくり条例を加える修正を行っております。

第4章の主な修正内容は以上となります。

次に、第5章の主な整備構想等におきます主な変更点でございますが、この章につきましては、第4章の交通体系の整備方針の中で、阪急京都線の連続立体交差が事業化されているかのような誤解を招かぬよう、表記を修正しましたことから、同様に、表記の修正を行っているところでございます。

第5章の主な修正の内容は以上となります。

次に、第6章の立地適正化計画におきます主な変更点でございますが、資料の63ページとなります。

都市機能誘導区域を定めておりますところございまして、ここでは、誘導区域の設定の考え方として、将来都市構造で位置づけました二つのにぎわいゾーン内の商業系用途を中心に、公共施設が集積しているエリアや、土地活用のポテンシャルを有する低未利用地等を加え、区域を定めている旨を追記する修正を行っております。

資料の64ページ、誘導施設につきましても、施設の設定の考え方としまして、近

年の子育て世代の転入超過に伴う、保育需要に対応するための保育所等の子育て施設や、老朽化による建てかえも検討されている保健センター、今後のさらなる高齢化を見据え、診療所や日用品等の買い物の場としての商業施設を位置づけています内容を追記しております。

以上が、素案からの主な変更点の内容でございます。

続きまして、策定経過の中でも触れましたパブリックコメントの結果と素案説明会の概要につきまして、ご説明させていただきます。

配付資料の1－2になります。

パブリックコメントにつきましては、1月8日から2月6日の期間で行い、14名の方から合計47件のご意見を頂戴しました。

また、パブリックコメント期間中の1月19日に、市役所本館3階の大会議室で開催しました素案説明会では、18名の方にご参加いただきました。

前のスライドのほうでは、説明会当日の様子を写した写真を掲載しております。

それでは、パブリックコメントの結果と、市の考え方につきまして、量がありますので、かいつまんでご説明のほうをさせていただきます。

なお、本日説明します内容は、案の段階のものでございまして、決定したものではありませんことをご承知おきください。

まず素案に関するものからですが、社会の潮流に関するご意見としまして、(5)持続可能な地方創生の推進について、現行の第2次計画の表題であります持続可能な循環型社会の実現のほうが良いとのご意見でございます。

市の考え方としましては、持続可能な地方創生の推進は、国連サミットにおいて採択されました、持続可能な開発目標SDGsを受けまして、国においてもSDGs実施方針を決定し、自治体のまちづくりにおいてもその考え方を導入した取り組みを推進する内容を記載しており、SDGs実施指針には、循環型社会も位置づけられていますことから、循環型社会を目指すことも含まれていると考えているところでござ

います。

次に、都市計画の目標へのご意見としまして、人が集うはイメージしやすいが、ふるさと向日は人によって捉え方が異なるため、都市計画の目標としてはふさわしくないのではとの御意見でございます。

市の考え方としましては、本マスタープランでは、今後訪れる人口減少や、さらなる高齢化に対応し、持続可能なまちづくりを進めていくため、都市計画の目標を、「人が集うふるさと 向日」と定め、市域がコンパクトな本市だからこそ可能な、身近に人が集うさまざまな場を確保していくことで、定住の場として、また交流の場としての魅力を高め、住みたい、住み続けたいと思えるまちを目指す、としております。

次に、土地利用方針に関するご意見でございますが、土地利用方針につきましては、市街化調整区域の農地について、保全を望むご意見や、今回設定しています土地利用調整地区について、土地利用方針とセットで定めるべきではないかとのご意見がございました。

市の考え方としましては、市街化調整区域の農地につきましては、農業従事者の高齢化や後継者不足などの問題から、営農継続が困難となっている農家が多くありまして、今後の農地が資材置き場や大型車駐車場などの周辺環境に影響を与える土地利用に転換されていくが懸念されますので、本マスタープランにおいて、土地利用調整区に位置づけまして、農地の保全に配慮しつつ、まちの活性化に資する土地の利用の誘導を図る地区に設定したところでございます。このため、土地利用調整地区につきましては、農地の保全を前提としておりまして、新たな土地利用を前提としたものではございません。

次に、市街地整備方針に関する御意見としまして、東向日駅周辺の市の中心市街地が寂れているといったご意見を頂戴しております。

市の考え方としましては、東向日駅周辺は、将来都市構造におきまして、中心と市拠点に位置づけ、市の玄関口としての魅力と、にぎわいのある拠点形成を図るため、

第4章都市整備方針2市街地整備方針に、②としましてJR向日町駅、阪急東向日駅周辺の整備を掲げており、今後、取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、住環境の整備方針に関するご意見としましては、懸念される巨大地震への備えとして、住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見がございました。

市の考え方としましては、ご意見は個別事業に関するものでありますことから、今後具体的な取り組みを行う上での参考にさせていただきたいと考えております。

次に、交通体系の整備方針に関するご意見としましては、自家用車を利用しない市民のために、公共交通機関の改善を求めるご意見や、昨年10月に運行を開始しましたコミュニティバスの充実を求める意見がございました。

市の考え方としましては、利便性の高い公共交通体系の確立を目指すため、マスタープランの第4章都市整備方針4-1交通体系の整備方針(2)公共交通の整備において掲げました整備方針に基づき、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、コミュニティバスにつきましては個別の事業に関するものでありますことから、今後、事業計画を見直す際の参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、公園、緑地等の整備方針に関するご意見としまして、向日町競輪場の将来利用として、運動公園や緑地公園を求める意見がございました。

市の考え方としましては、向日町競輪場は京都府の施設でありますことから、市民の皆様にとってよりよいものになるよう、要望してまいりたいと考えておるところでございます。

また、その他公共施設の整備方針に関するご意見としまして、学校校舎の建てかえや、学校の統廃合についてご意見をいただいております。

市の考え方としましては、マスタープランの第4章都市整備方針4-4その他公共施設の整備方針の中で、各学校施設の老朽化などの状況を踏まえ、個別計画を策定し、

学校施設の改修、改築工事を計画的に進めるとともに、児童、生徒数の変動や教育課程の変更に対処し、良好な教育環境を確保するという形で記載しておりますので、こういう形で進めたいと思っておるところでございます。

次に、都市景観の整備方針に関するご意見としまして、景観計画の策定を明記すべきのご意見をいただいております。

市の考え方としましては、地域住民の合意形成を図りながら、地域の特色に応じた町並みの保全、誘導策を講じることができる地区計画制度の活用を促進し、景観まちづくりへの意識が醸成された段階で、本市の景観計画について調査してまいりたいと考えており、マスタープランの第4章、都市整備方針、5-1都市景観の整備方針の基本的な考え方に、先述の趣旨を記載する修正を行いたいと考えております。

次に、素案全体にかかるご意見としまして、向日市の子育てしやすい町という特色を守り、保育所の充実、児童公園の整備、古墳周辺を子供たちが遊べる場にする、学校施設の整備、充実、向日丘陵や田園の保全を求めるご意見がございました。

市の考え方としましては、本マスタープランの第4章、都市整備方針の、1土地利用方針に位置づけております、丘陵、緑地地区、土地利用調整地区や、また4-2公園、緑地等の整備方針、4-4その他公共施設の整備方針に掲げた方針に基づきまして、取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、策定の手続に関するご意見としまして、現在策定中の市の最上位計画であります、第2次ふるさと向日市創生計画に即した計画にできるのかといったご意見や、市民の現状把握、また、マスタープランの見直しに当たっては、説明会の開催など、広く市民意見を聴取する機会を設けるとの記載に改めてほしいといったご意見がございました。

市の考え方としましては、最上位計画であります第2次ふるさと向日市創生計画とそごが生じないように調整を図りながら、マスタープランの策定作業を行っておるところでございます。また、マスタープランの策定に当たりましては令和元年の7月に

実施しました向日市のまちづくりに関する市民アンケートの結果を踏まえながら、策定作業を進めたいところでございます。

また、今回、マスタープランの策定に当たりましては、広く市民意見を聴取するため、説明会やパブリックコメントを実施したところでありまして、今後も見直しの際には広く市民意見を聴取しながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、その他のご意見としまして、森本東部地区において進められております土地区画整理事業やJR向日町駅東口の開設にかかる個別の事業に関するご意見がございました。

市の考え方としましては、個別の事業に関するご意見でありますことから、今後の参考にさせていただきたいと考えておるところでございます。

ほかにも、財政計画を示してほしいのご意見があり、市の考え方としましては、本マスタープランは、財政的な見通しを示すものではございませんが、第7章マスタープランの推進方策の2都市計画行政の着実な推進の中で、各種事業等の実施に当たっては、自主財源の確保や各種支援制度を積極的に活用し、財源を確保した上で進めてまいりたいと考えておるところでございます。

パブリックコメントの結果につきましては、以上となります。

続きまして、素案説明会で出されましたご意見とそれに対する市の考えや回答について、こちらも抜粋となりますがご説明させていただきます。

まず、素案に関するものからですが、都市計画の目標につきまして、歩いて暮らせるまちを目指すが実現可能なのかのご意見がありまして、市の考えとしましては市域がコンパクトな本市の強みを生かす将来目標として設定しているところでございます。

次に、都市施設の整備方針に関連しまして、生活道路の整備についての要望がございました。

市の考え方としましては、マスタープランの第4章都市整備方針4-1交通体系の

整備方針の（２）道路の整備におきまして、④生活道路の整備として、地区の特性を踏まえた道路整備の推進を位置づけておるところでございます。

次に、都市環境の整備方針に関連して、農地や竹林の保全についてご意見があり、市の考え方としましては、都市計画におきます市街化調整区域を指定し、保全を図りつつも、市街化調整区域の農地が抱える課題も考慮しまして、マスタープランの第４章都市整備方針１土地利用方針において、土地利用調整地区の位置づけをしておるところでございます。

次に、主な整備構想等に関連しまして、阪急京都線の連続立体交差事業化についてのご意見や、阪急東向日駅前整備についてご意見をいただいております。

市の考えとしましては、阪急京都線連続立体交差の事業化に向けて、解決しなければならない課題について慎重に検討をしていく必要があると考えております。

また、阪急東向日駅の駅前広場については、阪急電鉄と調整を図りながら市民が利用しやすい形に整備したいと考えておるところでございます。

次に、立地適正化計画に関連し、地域ごとに歩いて食料品が調達できる小さなゾーンをつくるといった御意見をいただいております。

市の考えとしましては、マスタープランの第４章都市整備方針の１土地利用方針におきまして、幹線道路沿いに商店を誘導する、沿道サービス地区を位置づけております。これをもちましての御意見のような地区の形成を図っていきたいと考えているところでございます。

次に、策定手続に関するものとして、策定スケジュールが短期間でありますから素案作成に当たる市民意見を把握しているのかといったご意見をいただいております。

市の考えとしましては、現行の計画期間が令和２年３月末であり、切れ目なく計画を継続していくため、令和２年３月末までに第３次計画を策定するスケジュールで進めていく考えでおります。

また、本マスタープランの素案作成に当たりましては、昨年に戻りまして昨年７月

度に実施しました、向日市のまちづくりに関する市民アンケートの結果を踏まえ、策定作業を進めておるところでございます。

最後に、その他としまして、物集街道の拡幅整備や向日町競輪場を運動公園にするご要望、また、コミュニティバスの充実を求めるご意見や、現在、土地区画整理組合により進められております、森本東部の土地区画整理事業に関するご意見など、個別の事業につきましてご意見・ご質問がございました。

市の考えとしましては、物集女街道につきましては、現在、府が事業認可を受けまして、都市計画道路の整備として進められているところでございます。

また、競輪場につきましては、市民の皆様にとってよりよいものとなるよう京都府に対して要望してまいりたいと考えております。

また、コミバスについては活用策等を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

森本東部の土地区画整理事業につきましては、雨水対策につきましては、京都府の災害からの安全な京都づくり条例や、向日市まちづくり条例などに基つきまして、適切に対策が行われるよう指導してまいりたいと考えております。

また、公園等の公共施設につきましては、区画整備事業につきましては整備後、向日市に帰属されますので、法令等の基準に基づき、適切に公園等の公共施設が整備されるよう指導してまいりたいと考えておるところでございます。

また、森本東部地区の事業による効果につきましては、税金や雇用の増加にとどまらず、当該周辺地域の課題でございます、緊急車両の乗り入れや災害時における避難路の確保にもつながるものと考えておるところでございます。

以上が、説明会に関するご意見でございます。

以上をもちまして簡単ではございますが説明のほうを終わらせていただきます。

○会長　説明ありがとうございました。

案や事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○委員 修正内容は結構ですし、マスタープランに関するパブコメ等の意見、市の考え方についても、結構です。

一点確認です。資料1-1の修正ですが、58ページ(2)阪急京都線の連続立体交差化の「連続」という言葉を消されています。「連続立体交差化」という言葉は何度か出てきますが、「連続」が消えているところと消えてないところがあるのは、意図があるのでしょうか。

○事務局 「連続立体交差化」という言葉は既に事業化されていて、事業を進めていくという捉え方をされることがあるというご指摘を受け修正をしております。

○委員 意図はわかりましたが、やはり違和感があるので、可能であれば統一できればいいと思います。

○委員 7ページの赤字修正されている1行目と2行目のところで、「都市のスポンジ化」とあるが、一般市民からするとわかりにくい表現になっている。

また、7ページの(4)の青字修正されているところで、「5G」という言葉が使われているが、例えば年配の方なら5Gはなかなか分からないので、簡単な説明書きがあったほうが親切ではないかと思う。

15ページの赤字修正でいきなり「製造、小売り」という文言が出てきて、伝えたいことが上手く伝わらないように思いました。

○事務局 都市のスポンジ化については、文中に説明書きを記載しております。

5Gについては注釈書きを追加いたします。

15ページの部分ですが、製造、小売り、農業といったことを追記していますが、持続可能なまちづくりを進めていくという観点から追記させていただいております。

○岡会長 14ページの空き家の状況の数字は、我々見慣れた者からすると住宅土地統計調査がサンプル調査だとわかってるんですけど、一般の方には実数地と捉えられてしまうのでサンプル調査だという注釈を入れていただきたい。

○事務局 表下部に標本調査と注釈を入れております。

○会長 失礼しました。古い資料を見ておりました。

パブリックコメントで住民意見を聞く機会を増やしてほしいというようご指摘をいただいておりますが、これについてはトライアル的なことをしている市町村が結構あるので、市民の皆様も色んな事例をご存じだと思っております。

マスタープランの策定時だけでなく、まちづくり全体で今後はスケジュール面なども考えていく必要があるかなと思います。

ただ、マスタープランの性質上、市の方針をきちんと作る必要があるのですが、なかなか住民意見だけで作ることは難しいところがあるのは事実です。

○委員 確認ですが、先ほどの「都市のスポンジ化」についてはどのような結論にされるのでしょうか。

○委員 分かりづらいのであれば文章上、消しても特に違和感はないと思います。逆に入れるなら注釈があった方がいいかと思う。

国交省などで、既に使っていますが、市民の方にはあまりなじみのある言葉じゃないように思いますから。

○委員 昔は空洞化というのをよく聞きましたが、少し違うのでしょうか。

○会長 空洞化は、例えばドーナツ化現象のような使い方ですが、スポンジ化は虫食い状態のような意味です。

○委員 「いわゆる」を追記するような表現ぐらいでいいのかなと思いますがいかがですか。

○会長 いい案ですね。それでは、「いわゆる都市のスポンジ化」という表現でいきましょう。

40 ページで「地区計画による計画的なまちづくりを検討する地域」とありますが、提案型地区計画の想定ですか。

○事務局 そうです。

○会長 では、検討するのは提案した人が検討し、市は検討を支援するということ

では余りにも人ごとのように感じるし、提案されてきたものをそのまま支援するというのも違う気がします。

○事務局 実情としましては、地区計画を提案していただく場合、まず、まちづくり協議会の立ち上げから始められます。市としては、協議会の設立自体から支援していくので、最初からほったらかしといわけではありません。

○会長 皆様に余り違和感がなければ、いいですが、よろしいですか。ご意見ないのでそのままいきたいと思います。

○委員 40ページ④のタイトルに「検討する」というのは違和感がある。まちづくりを考えていくとか、意思のある積極的な文言にしておくほうが、いいのではいか。

○事務局 京都府協議の中で、調整区域の中で積極的なまちづくりを進めるような文言は控えてほしいというご意見を受け、「検討する」という言葉に変えさせていただきました。

○会長 検討することは決まっているんですか。

○事務局 市街地整備方針図におけるオレンジ点線で示している地域については、検討の余地がある地域という考えですね。

しかし、あくまでも農業の保全を踏まえてですので、積極的にまちづくりということではありません。

○会長 オレンジ点線の範囲全てが検討しなければいけないというわけではないと思いますし、確かに調整区域の開発を積極的に進めるというのにも違和感があるので、「検討する」というよりも「検討できる」というのはいかかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、「検討できる」にしましょう。

○委員 マスタープランの説明会で出た意見や市の回答は公表されるのですか。

○事務局 パブリックコメントの結果とそれに対する市の考え方は公表いたします。素案の説明会については、本審議会及び都市計画審議会への報告事項となります。

○会長 説明会内容は、説明会当日にご返答しているということですよ。

○事務局 実際の質疑応答で返答している内容でございます。

○委員 パブコメの市の考え方について、14ページのNo. 42以降、文末に「ご理解ください。」とありますが、要るのでしょうか。「差し控えさせていただきます」で結構かと思います。

○会長 そうですね。「差し控えさせていただきます。」で十分ですね。

○事務局 統一させていただきます。

○委員 本案の43ページ、②鉄道の立体化や踏切の安全対策の推進で、「可能性の検討を進めます。」とありますが、何かぼけているような表現なので、立体交差化事業の事業価値の検討など、そういう文言のほうが明確でわかりやすいのではないかと思います。

○会長 今回の案から、この箇所だけでなく、全て可能性の検討となったんですよ。

○事務局 ご説明させていただいたんですけども、連続立体交差化となると事業主体が京都府で決まったのだと解釈される可能性があるとのことで、京都府担当課としては、「可能性」を追加していただきたいのかと思います。

○事務局 市としては、連続立体交差化は進めていきたいという思いではあります。ただ何せ事業主体が京都府さんとなる可能性があるので、調整させていただいたところであります。

○会長 先ほどもご指摘ありましたが、連続立体交差化と連続立体交差事業化など言葉の統一がされていません。「事業化に向けて可能性の検討」と、「連続立体交差化に向けて可能性の検討」があのですが、使い分けされていますか。

「可能性の検討」というのは、交差化自体はやろうという意思があれば、どんなやり方でも「可能性あり」にできると思いますが、事業化できるかどうかは時期的な問題、お金の問題などがあり難しいという判断になると思う。

交差化できるかどうかじゃなく、事業化できるかどうかの検討ですよ。

○事務局　市としては本来の目的は連続立体交差です。

ただし、まだ事業化していない、事業化できるかどうか分からないことを、連続立体交差事業化という文言で表現することは控えてほしいという協議でした。

○会長　連続立体交差化に向けた可能性だと、どうやったらできるというテクニクを検討するという話になる。

○委員　何か力がない言葉が並んでるということがあやふやな表現になっている原因かもしれないですね。

○事務局　もともとは強い思いをもった表現にしておりましたが、やはり京都府さんにとっては、事業主体となると莫大な事業費もかかりますし、相当のエネルギーもかかります。そういったことから協議をし、最終的に今の表現に落ちついたところでございますが、本日ご意見いただいておりますので、再度協議させていただきます。

○会長　日本語の表現の問題なので、本審議会で検討すべき大筋ではないような気もしますが、複数個所で連続立体交差化に関する表現が出てきますので、表現の統一又は使い分けも併せてお願いいたします。

大体ご質問・ご意見出尽しましたでしょうか。

細かな修正がいくつかありましたが、大半は本日の議論で解決しました。

「立体交差化」部分の日本語表現統一又は使い分けについては、事務局から提案いただき、私が確認するということでよろしいですか。

(全委員賛成)

○会長　では、修正案を答申するということがよろしいでしょうか。異議ございませんでしょうか。

(全委員賛成)

○会長　それでは、計4回の本審議会で検討していただきましたが、答申させていただきたいと思います。

それでは、司会にマイクをお返しいたします。

○事務局　ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。皆様、お忘れ物のないようにお気をつけください。本日はありがとうございました。

閉会　午後 7 時 3 0 分